

ちやうふししょうがいしゃそうごうけいかく
調布市障害者総合計画
がいようばん
概要版

ちやうふししょうがいしゃけいかく
調布市障害者計画

へいせい ねんど へいせい ねんど
(平成30(2018)年度～平成35(2023)年度)

だい き ちやうふししょうがいふくしけいかく
第5期調布市障害福祉計画

へいせい ねんど へいせい ねんど
(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

だい き ちやうふししょうがいじふくしけいかく
第1期調布市障害児福祉計画

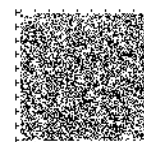
へいせい ねんど へいせい ねんど
(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)



へいせい ねん がつ
平成30年3月
ちやうふし
調布市

この計画書概要版の各ページには、「音声コード」(Uni-Voice)を付しています。

「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。



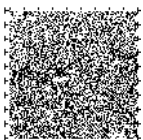
けいかく いちづ 計画の位置付け

この「調布市障害者総合計画」は、法律に基づき市町村が定めるとされている以下の3つの計画を一体として策定します。

しょうがいしゃけいかく 障害者計画	<p>【根拠法】障害者基本法第11条第3項</p> <p>市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画</p> <p>(計画期間：6年)</p>
しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画 (第5期)	<p>【根拠法】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項</p> <p>市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)</p>
しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画 (第1期)	<p>【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項</p> <p>市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年)</p>

平成32年度末には、「調布市障害者総合計画」の部分改訂として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分の改定を行うこととなります。

ねんど 年度	へいせい 平成 せいねき (西暦)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
しょうがいしゃけいかく 障害者計画(6年)		<p>「調布市障害者総合計画」</p> <p>調布市障害者計画</p> <p>第5期調布市障害福祉計画</p> <p>第1期調布市障害児福祉計画</p> <p>第6期調布市障害福祉計画</p> <p>第2期調布市障害児福祉計画</p>					
しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画(3年)							
しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画(3年)							



調布市の福祉の将来像（福祉3計画の共通事項）

調布市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。「福祉3計画」において共通の「将来像」「基本理念」「福祉圏域」を設定します。

目指す将来像

みんなが自分らしく安心してつながりをもって暮らし続けられるまち
 支え合い認め合いともに暮らす

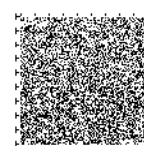
基本理念

- （理念1）一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会
- （理念2）誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会
- （理念3）住民全体で支え合う地域社会
- （理念4）様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

福祉圏域

「福祉圏域」は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

地図の [] 内の記載は小学校区の名称です。



けいかく きほんてきかんが かた 計画の基本的考え方

ちょうふし しょうがいしゃけんりじょうやく りねん じつげん む 調布市における「障害者権利条約」の理念の実現へ向けて

この計画は、「障害者権利条約」が日本で批准されてから初めての「調布市障害者総合計画」の全面改訂となります。

調布市において、障害のある全ての人に対して、同条約の掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」の実現を目指していくことが必要です。

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、その一つひとつを障害者福祉においてより具体化していくために、以下の基本的考え方のもと、障害者施策を推進します。

しょうがいしゃしきやくすいしん きほんてきかんが かた 障害者施策推進の基本的考え方

ひとり ひとりに ーず おう しょうがい きめ しえん (1) 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

一人ひとりに適切なサービスや支援が、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階においても、その移行期においても、制度の切れ目なく提供できる体制を整備します。

しょうがい さべつ はいじょ きょうせいしゃかい じつげん (2) 障害による差別や排除のない共生社会の実現

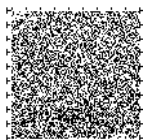
「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的権利や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない社会の実現を目指します。

しみんぜんたい かんしん ひろ きょうどう とりくみ (3) 市民全体への関心の広がりとの協働による取組

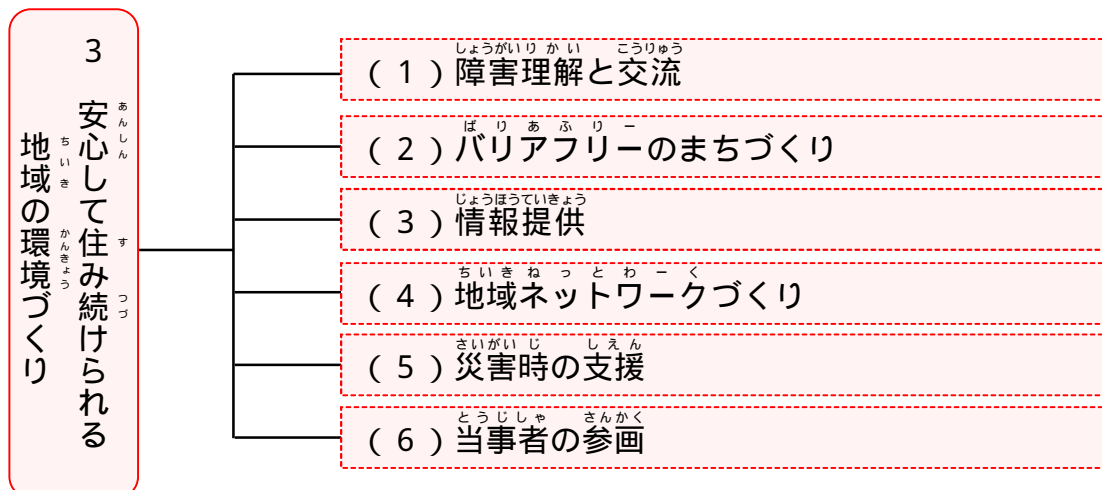
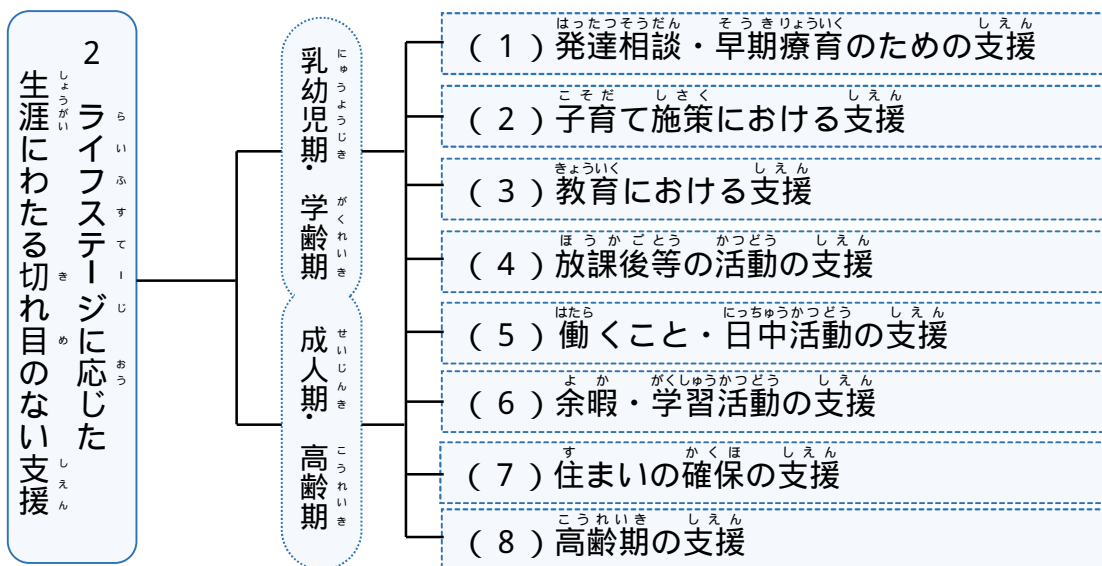
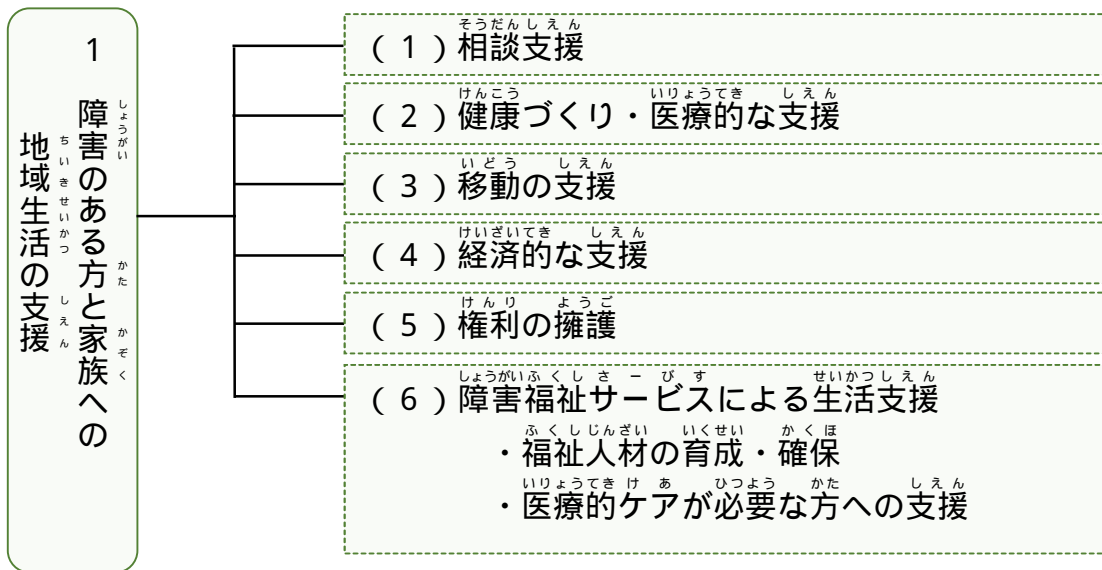
市民全体の関心を引き出し、公的サービスとともに、当事者、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体との協働により地域で支え合う仕組みづくりを図っていきます。

そうごうてき ほうかつてき してん しきくてんかい (4) 総合的・包括的な視点からの施策展開

本人だけでなく家庭・家族全体を支えるため、障害者福祉の枠のみに捉われない総合的、包括的な視点から、児童福祉や高齢者福祉、その他保健、医療、教育、雇用など、多様な分野との連携を図りながら施策を展開します。



し さ く たいけい
< 施策体系 >



1 障害のある方と家族への地域生活の支援

ライフステージを通じて障害のある方の地域生活を支える基盤となる施策を展開します。また、本人だけでなく家族全体として捉え、支えていく視点を持ちます。

(1) 相談支援

障害特性に応じた相談支援体制の充実
地域における総合的・包括的な相談支援体制の整備
専門職によるネットワークの形成



主な事業

- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ こころの健康支援センターの運営（相談事業）
- ・ 地域福祉コーディネーター事業
- ・ 地域精神保健福祉ネットワーク連絡会

(2) 健康づくり・医療的な支援

健康づくりの支援の充実
地域医療の充実と連携促進



主な事業

- ・ 地域健康相談の推進・健康教育の推進
- ・ 健診・検診の実施
- ・ 精神保健福祉に関する普及啓発

(3) 移動の支援

障害福祉サービスによる外出支援の充実
公共交通機関の利用環境の整備



主な事業

- ・ 移動支援費支給事業
- ・ 福祉タクシー券の交付
- ・ 車いす福祉タクシー
- ・ ミニバスの運行

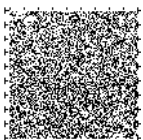
(4) 経済的な支援

所得の保障
各種制度の情報提供の充実



主な事業

- ・ 心身障害者福祉手当（市制度）
- ・ 特殊疾病患者福祉手当
- ・ 各種制度の案内・申請受付



(5) 権利の擁護

ぎゃくたいぼう したいせい すいしん
虐待防止体制の推進
せいねんこうけんせいど りようそくしん
成年後見制度の利用促進
じんけん ようごたいせい すいしん
人権擁護体制の推進

おも じぎょう 主な事業

- ・ 障害者虐待防止センター
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 多摩南部成年後見センターの運営
- ・ 人権に関する相談事業の推進



(6) 障害福祉サービスによる生活支援

しよーとすてい いちじあず じゅうじつ
ショートステイ・一時預かりの充実
こみゆにけーしよんしえん じゅうじつ
コミュニケーション支援の充実
しょうがいじょうきょう おう ほそうぐ にちじょうせいかつようぐ
障害状況に応じた補装具・日常生活用具
さーびす しつ こうじょう
サービスの質の向上

おも じぎょう 主な事業

- ・ 在宅障害者ショートステイ事業
- ・ 在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業
- ・ 障害児緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業
- ・ 聴覚障害者等コミュニケーション支援事業
- ・ 障害福祉サービス事業所等の対する指導検査



(6-2) 福祉人材の育成・確保

おも じぎょう 主な事業

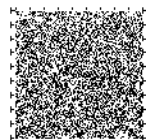
- ・ 福祉人材育成センター
- ・ 手話講習会事業



(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援

おも じぎょう 主な事業

- ・ 障害児（者）医療的ケア体制支援事業
- ・ 重症心身障害児・者在宅レスパイト事業
- ・ 子ども発達センター、デイセンターまなびやにおける医療的ケア対応
- ・ 調布基地跡地福祉施設（仮称）整備への参画

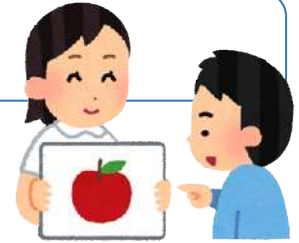


2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

生涯にわたるライフステージのどの段階においても、その人らしい生活を支えていくため、各ライフステージによって変化する様々なニーズに対応した施策を展開します。

(1) 発達相談・早期療育のための支援

発達相談体制の充実
早期療育体制の充実



主な事業

- ・子どもの発達相談
- ・障害児通園事業
- ・子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行
- ・i (アイ) - ファイルの活用推進
- ・発達支援事業

(2) 子育て施策における支援

子育て相談体制の充実
保育園・幼稚園での支援体制の充実
子育て支援サービスの充実



主な事業

- ・総合相談と子育て支援ネットワーク事業
- ・保育園（公立・私立）での障害児の受入れ
- ・利用者支援事業（基本型）

(3) 教育における支援

就学支援体制の充実
特別支援教育の推進
相談体制の充実



主な事業

- ・就学相談
- ・就学支援シートの活用
- ・特別支援教育の推進
- ・来所相談・電話相談（教育相談所）
- ・ソーシャルワーカー相談

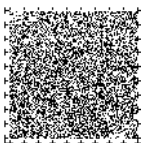
(4) 放課後等の活動の支援

放課後や余暇の過ごし方の充実
放課後等デイサービスの充実



主な事業

- ・児童クラブ事業
- ・放課後子供教室事業（ユーフオー）
- ・障害児サッカー教室への補助
- ・総合福祉センター放課後等デイサービス事業（ぴっころ）の運営
- ・障害児通所支援事業所の開設費・運営費補助
- ・日中一時支援事業



(5) 働くこと・日中活動の支援

働く機会、相談の充実
多様な障害特性に応じた日中活動場所の整備
福祉施設で働く障害者の工賃向上



主な事業

- ・ 障害者就労支援事業
- ・ 重度知的障害者施設への運営費補助
- ・ 市立障害者施設の運営（希望の家、そよかぜ、すまいる、デイセンターまなびや、こころの健康支援センター）
- ・ 障害福祉サービス事業所の開設費・運営費補助
- ・ 作業所等経営ネットワーク支援
- ・ 障害者優先調達推進法への取組

(6) 余暇・学習活動の支援

障害特性に応じた余暇活動支援
学習・スポーツなど多様な活動機会の確保



主な事業

- ・ 障害者余暇活動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 日中一時支援事業（再掲）

(7) 住まいの確保の支援

障害者グループホーム等の拡充
一般住宅への入居支援



主な事業

- ・ 知的障害者グループホーム（すてっぷ・じょい）の運営
- ・ 障害者グループホームの開設費補助
- ・ 重度重複障害者グループホームの運営費補助
- ・ 居住支援協議会の運営

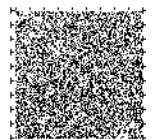
(8) 高齢期の支援

高齢障害者に対応したサービス基盤の整備
高齢者福祉との連携推進



主な事業

- ・ 高齢障害者の日中活動場所の整備
- ・ 介護保険制度への移行支援，地域包括支援センターとの連携



3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。

(1) 障害理解と交流

障害者差別解消の推進
障害理解の促進と地域交流

主な事業

- 障害者差別に関する相談
- 障害者差別解消法の普及啓発
- 障害者差別解消支援地域協議会
- ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発

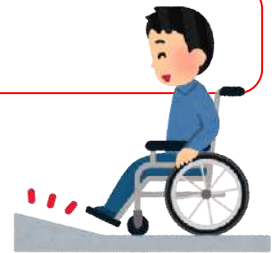


(2) バリアフリーのまちづくり

誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくり
福祉のまちづくりの推進

主な事業

- 交通バリアフリーの推進
- 調布市公共サイン整備方針の策定
- 福祉のまちづくり条例の推進



(3) 情報提供

障害特性に応じた情報提供体制の整備
多様な情報の提供

主な事業

- 調布市ホームページ運用事務
- 市報等発行事務
- 「障害者福祉のしおり」の作成
- バリアフリーハンドブックの配布



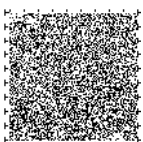
「ヘルプカード」

障害のある方が緊急連絡先、医療情報、手伝ってほしい内容などを記載し、普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、日常の困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。



「ヘルプマーク」

障害のある方に限らず、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々のためのマークです。



(4) 地域ネットワークづくり

ボランティア活動，地域団体の活性化と協働
活動拠点の整備

主な事業

- ・ 市民活動支援センターの運営
- ・ 見守りネットワークの推進
- ・ 地区協議会の設立と支援
- ・ 地域福祉センターの管理運営



(5) 災害時の支援

避難支援体制の整備
防災対策の充実
緊急時の対応体制の強化

主な事業

- ・ 避難行動要支援者避難支援プランの策定
- ・ 地域防災計画の修正

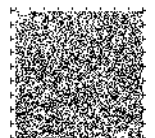


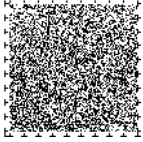
(6) 当事者の参画

市政への参画の推進
当事者活動の支援

主な事業

- ・ 市が設置・運営する会議等への参画
- ・ 障害者地域自立支援協議会
- ・ 当事者サロンの運営支援

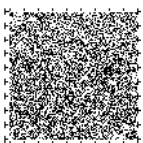


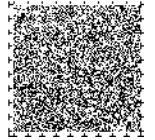


しょうがいふくしさをびすとみこりょう 障害福祉サービス等の見込み量

しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう ちと さーびす へいせい ねんど ひつよう
障害者総合支援法，児童福祉法に基づくサービスについて，平成32年度までの必要な
みこりょう ていきょうたいせい かくほ ほうさく さだ
見込み量と，その提供体制の確保のための方策を定めます。

サービスの種類		サービスの内容	平成29年度 (2017年度) 実績	平成32年度 (2020年度) 見込み量
訪問系サービス(ヘルパー)	居宅介護	家にヘルパーが来て，身の回りの手伝いをします。	19,948時間 260人	21,500時間 270人
	重度訪問介護	重い障害のある方の家での生活や外出の手伝いをします。	158,206時間 53人	182,000時間 60人
	同行援護	視覚障害のある方の外出支援をします。	11,337時間 49人	12,300時間 55人
	行動援護	重い知的障害や精神障害のある方の外出支援をします。	9,578時間 58人	11,100時間 64人
日中活動系サービス(通うところ)	生活介護	身の回りの世話を受けながら，作業やレクリエーションをします。	87,361日 410人	98,400日 460人
	自立訓練 (機能訓練)	体をうまく動かす訓練や，自分の身の回りのことができるように訓練をします。	140日 1人	750日 5人
	自立訓練 (生活訓練)		7,845日 134人	8,000日 140人
	就労移行支援	会社に就職するための訓練をします。	9,092日 94人	10,600日 109人
	就労継続支援 A型	作業所など会社以外の場所で，支援を受けながら働きます。	4,318日 26人	5,400日 32人
	就労継続支援 B型		88,695日 610人	89,500日 620人
	就労定着支援	会社で働き続けるための相談などの支援をします。(新しいサービス)	-人	16人
居住系サービス(住まい)	施設入所支援	入所施設で身の回りの世話を受けながら生活できます。	143人	135人
	療養介護	病院などに入院しながら身の回りの世話を受けられます。	21人	22人
	共同生活援助 (グループホーム)	少人数で，支援を受けながら共同で生活できます。	220人	244人
	自立生活援助	一人暮らしを続けるために，職員が定期的に訪問します。(新しいサービス)	-人	5人
	短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに，家から離れて施設で短期間，泊まることができます。	7,411日 160人	8,100日 175人

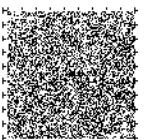




サービスの種類		サービスの内容	平成29年度 (2017年度) 実績	平成32年度 (2020年度) 見込み量
相談支援	計画相談支援	様々なサービスに関する相談を受け、利用するためのプラン(計画)を作成します。	825人	1,500人
	障害児相談支援	病院や施設から地域生活へうつるための支援を行います。	3人	6人
	地域移行支援	一人暮らしの方などに、24時間の連絡体制を確保します。	3人	40人
	地域定着支援			
児童通所サービス (子どもの支援)	児童発達支援	小学校入学前の子どもなどが通い、	10,220日 127人	12,100日 140人
	医療型 児童発達支援	日常生活の訓練を行います。	420日 6人	450日 8人
	放課後等 デイサービス	学校に通う子どもたちの放課後や夏休み中などの活動場所です。	41,318日 325人	46,400日 365人
	居宅訪問型 児童発達支援	外出の困難な重度の障害のある子どもに専門の職員が訪問し、訓練を行います。(新しいサービス)	-日 -人	48日 4人
	保育所等 訪問支援	保育所や幼稚園に通う子どもに専門の職員が定期的に訪問します。	9日 2人	60日 5人

地域生活支援事業 (調布市の状況にあわせて独自に行う事業) 抜粋

サービスの種類		サービスの内容	平成29年度 (2017年度) 実績	平成32年度 (2020年度) 見込み量
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用のための費用を助成します。	2人	3人
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣	聴覚障害のある方などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	538人	600人
	要約筆記者派遣		26人	25人
手話奉仕員 養成研修事業	基礎コース	手話通訳を行う人材を養成します。	50人	50人
	養成応用コース		12人	10人
移動支援事業(ガイドヘルパー)		一人での外出が難しい方の外出を支援します。	14,727時間 170人	17,100時間 185人
地域活動支援センター		居場所の提供や様々な活動を行います。	3か所 977人	3か所 1,100人
訪問入浴サービス事業		入浴車を派遣して室内での入浴を支援します。	932回 19人	1,050回 22人
日中一時支援事業		施設で一時的な見守りや訓練などを行います。	4,066日 131人	4,800日 150人



しょうがいふくし サービス ぜんたいぞう 障害福祉サービスの全体像

ちょうふし なか 調布市の中

こ かがよ 子どもが通うところ

- じどうはつたつしえん
・児童発達支援
- いりょうがたじどうはつたつしえん
・医療型児童発達支援
- ほうかごとう で い きー び す
・放課後等デイサービス
- ほういくしょうほうもんしえん
・保育所等訪問支援



ひるま かよ はたら 昼間に通う・働くところ

ものをつくったり、絵をかいたり、
生活や働くための訓練をしたり、
いろいろな活動があるよ。

- せいかつ はたら じりつくんれん きのう せいかつ
・生活介護・自立訓練（機能・生活）
- しゅうろういこうしえん
・就労移行支援
- しゅうろうけいぞくしえん えーがた びーがた
・就労継続支援（A型・B型）



かいしゃ ひと
会社ではたらかない人が、
たくさん就職できるように
していくよ！

いっばんしゅうろう
一般就労

ほーむ へるぶ ホームヘルプなど

- きょたくかいご じゅうどうほうもんかいご
・居宅介護 ・重度訪問介護
- きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん
・居宅訪問型児童発達支援
- じりつせいにかつえんじよ
・自立生活援助



いえ へるぶ ー き
家にヘルパーさんが来て、ごはんや
おふろなど、身の回りのお世話をし
てくれるよ。

しょーと すてい ショートステイ

たんきにゅうしょ
（短期入所）



かぞく ようじ
家族に用事があるときなど、
ちょっとの間、家から離れて、
施設で暮らすこともできるよ。



いえ
家

かぞく と く
（家族と暮らす・ひとりで暮らす）

そうだんしえん 相談支援

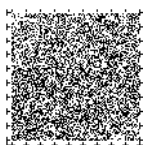


こま さいびす
困ったときや、あたらしくサービスを
利用したいときに相談にのってくれるよ。



いっしょに
がんばる

ちいきじりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会



ひと あつ ちいき
いろいろな人たちが集まって、地域
生活を支えるしくみを検討するんだ。



がっこう せんせい
学校の先生

しょうがい ほんにん かぞく
障害のある本人や家族

ねっ と わーく
ネットワーク

ふくしせつ ひと
福祉施設の人



へるぼー がいしゅつ
ヘルパーさんが、外出の
てつだ
お手伝いをしてくれるよ。

はたら 働く
就労定着支援



がいしゅつ てつだ
外出の手伝い



- どうこうえんご
・同行援護
- こうどうえんご
・行動援護
- いどうしえん
・移動支援

びょういん にゅういんちゆう ひと しせつ く
病院に入院中の人や、施設で暮らしている人が、
ちいき せいけつ
地域で生活できるようにしていくよ！

す 住まい
グループホーム（共同生活援助）



ぐ るー ぶ ほー む きやうどうせいかつえんじよ
グループホーム（共同生活援助）
せわにん せわ う しょうにんずら く
（世話人さんのお世話を受けながら、少人数で暮らす）

びょういん
病院
せいしんか
(精神科など)

にゅうしょしせつ
入所施設
しせつにゅうしょしえん
施設入所支援
せんもんてき しえん
(専門的な支援を
うけながら暮らす)



さーび すりよう けいかく
サービス利用などの計画

ひつよう
必要となるいろいろなサービスを
うまく組み合わせてくれるよ。

けいかくそうだんしえん
計画相談支援
しょうがいじそうだんしえん
障害児相談支援

たいいんそくしん ちいき せいかついこう
退院促進・地域生活移行
ちいき いこう しえん
(地域移行支援)



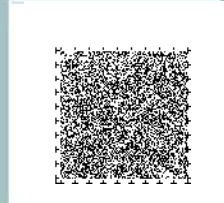
いしゃ
お医者さん

ちいき ひと
地域の人

みせ ひと
お店の人

しやくしょ ひと
市役所の人

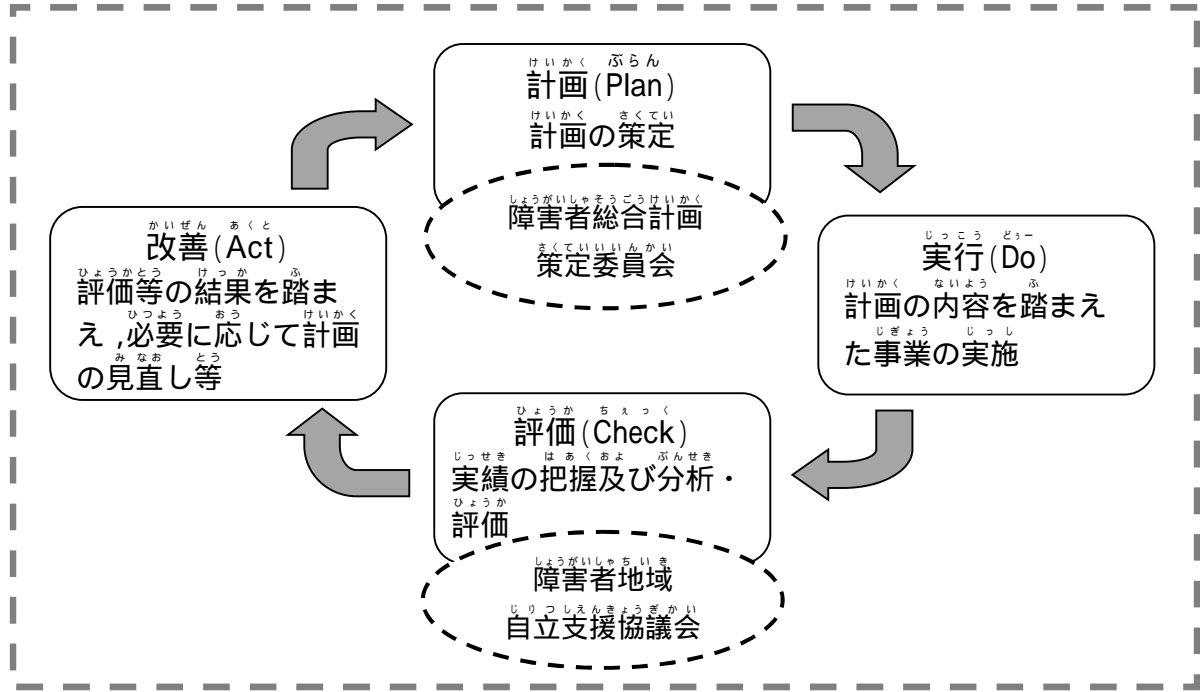
ざいさん ひと
財産をまもってくれる人



けいかく すいしん 計画の推進

この計画で定めた事業計画等に対する進捗状況については、毎年、「調布市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行います。

「調布市障害者総合計画」におけるPDCAサイクルイメージ図



調布市障害者地域自立支援協議会では、計画の進捗状況や制度、社会等の変化を踏まえ、障害のある方の地域生活におけるその時々のかだいな課題に沿った検討テーマを設定し、より良い地域づくりのために協議、検討を行っていきます。

調布市障害者総合計画 概要版

調布市障害者計画 (平成30(2018)年度～平成35(2023)年度)
第5期調布市障害福祉計画 (平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)
第1期調布市障害児福祉計画 (平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

平成30年3月

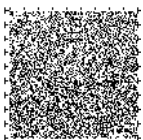
編集 調布市 福祉健康部 障害福祉課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

(電話) 042-481-7135 (ファクス) 042-481-4288

刊行物番号

2017-253



表紙絵は、調布市民生児童委員協議会 濱野氏 作